

富山大学の物品調達等取引に際しての行動方針

1 法令の遵守

富山大学に所属する役員及び教職員は、社会の一員であることを自覚し、社会の模範となることを目指し、法令・規則等を遵守することにより、いっさいの不正な取引を排除します。

役員及び教職員が守る事項

- (1) 役員及び教職員は、収賄、談合及びこれを疑わせる行為を行わないこと。
- (2) 役員及び教職員は、契約の相手方に対して、次の行為を行わないこと。
 - ① 預け金を依頼すること。
 - ② 取引事実と異なる書類の作成を依頼すること。
 - (例1) 納品されていないのに、納品されたとして納品書・請求書を書くよう依頼すること。
 - (例2) 実際に納品されたものとは異なる品名で、納品書・請求書を書くよう依頼すること。
- (3) 役員及び教職員のうち検査担当者は、検査・検収を確実に実施し、納品等に瑕疵があった場合は、調達事務担当者を通じて、速やかに取引先に連絡すること。
- (4) 役員及び教職員は、富山大学が管理する経費以外の経費（私費等）により取引を行う場合は、事前にその取扱い内容を取引先に明確にすること。
- (5) 役員及び教職員は、他の教職員と取引先との間の癒着、取引先同士の談合等の事実、あるいはこれを疑うに足る事実を知ったときは、速やかに学内通報窓口連絡すること。
 - 通報窓口：helpline@adm.u-toyama.ac.jp
 - 関連規則：国立大学法人富山大学倫理ヘルプライン規則
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0106102.pdf>

主な関連法令等

- (1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
[総務省e-GOV](http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0106101.pdf)
- (2) 国立大学法人富山大学役員倫理規則
<http://int.u-toyama.ac.jp/hoki02/inkisoku/pdf/0106101.pdf>
- (3) 国立大学法人富山大学会計規程
<http://int.u-toyama.ac.jp/hoki02/inkisoku/pdf/0107002.pdf>
- (4) 国立大学法人富山大学契約規則
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107005.pdf>

2 公平性の確保

富山大学に所属する役員及び教職員は、富山大学の運営が、国民の皆様の税金である運営費交付金・補助金及び学生納付金等でまかなわれていることを十分に認識し、公平な取引を行います。

取引にあたっては、透明性を確保するため、競争によることを原則とします。競争によらない場合でも、富山大学の規則等に基づくものとし、恣意的な取引は行いません。

役員及び教職員が守る事項

- (1) 役員及び教職員は、発注にあたっては、調達事務担当者を通じて行うこと。
- (2) 役員及び教職員は、調達取引を行うに際して、品質・規格・数量・性能等を明確にした仕様書を作成すること。（特に必要がないと認められる場合を除く。）
仕様書の作成にあたっては、特定の者を有利にするための条件を設定しないこと。
- (3) 役員及び教職員は、1件の調達として取引できるものを、分割して請求したり、発注したりしないこと。
- (4) 規則等により調達事務を委任された職員は、富山大学の規則等に基づき調達取引を行うこと。
- (5) 規則等により調達事務を委任された職員は、随意契約について、富山大学の基準に基づき、所要事項を公表すること。

主な関連法令等

- (1) 国立大学法人富山大学業務方法書
https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public_01.pdf
- (2) 国立大学法人富山大学会計規程（再掲）
<http://int.u-toyama.ac.jp/hoki02/inkisoku/pdf/0107002.pdf>
- (3) 国立大学法人富山大学契約規則（再掲）
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107005.pdf>
- (4) 国立大学法人富山大学契約事務取扱細則
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/keiyakusaisoku.pdf>
- (5) 国立大学法人富山大学会計組織の事務の一部を処理させる職員等を定める内規
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/daikou.pdf>
- (6) 国立大学法人富山大学における会計組織等及び代行組織の補助者の職名指定に関する内規
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/hozyo.pdf>
- (7) 国立大学法人富山大学における随意契約公表基準
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/zuikohyou.pdf>

3 大学運営のパートナー

富山大学に所属する役員及び教職員は、取引先様と対等の立場で取引を行うとともに、大学運営のパートナーとして、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

役員及び教職員が守る事項

調達取引にあたっては、合法性・公平性・経済性を保ちつつ、調達取引に係る契約が私契約であり、民法の適用を受けることに鑑み、取引先とは対等の立場で取引を行うこと。

4 環境への配慮

富山大学に所属する役員及び教職員は、世界の共通課題である環境問題への取り組みの一つとして、環境負荷低減に資する製品・サービスを、優先的に購入することに努めます。

役員及び教職員が守る事項

役員及び教職員は、発注にあたり、グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）等に基づき、環境物品等を選択するよう努めること。

主な関連法令等

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
[総務省e-GOV](http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0106101.pdf)
- (2) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
[総務省e-GOV](http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0106101.pdf)
- (3) 国立大学法人富山大学における環境物品等の調達の推進を図るための方針
https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/eco-friendly_R3.pdf

5 経費の効率的執行

富山大学に所属する役員及び教職員は、富山大学の運営が、国民の皆様の税金である運営費交付金・補助金及び学生納付金等でまかなわれていることを十分に認識し、限りある資源を、無駄なく効率的に使用します。

役員及び教職員が守る事項

- (1) 役員及び教職員は、計画的な経費執行を行うとともに、不要不急物品等の請求を行わないこと。
- (2) 役員及び教職員は、光熱水料などの生活必需経費についても、常に節約を心がけること。

主な関連法令等

- (1) 国立大学法人富山大学中期目標 III 2 経費の抑制に関する目標
https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/mid_target03_02.pdf